

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第 19 回 松阪市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク連絡協議 会代表者会議
2. 開 催 日 時	令和 7 年 11 月 11 日（火）午後 2 時 00 分～午後 3 時 35 分
3. 開 催 場 所	松阪市殿町 1563 番地 松阪市福社会館 3 階大会議室
4. 出席者氏名	（委 員）前野、清水、中森、水谷、竹岡、花井、草野、中島、 八田、海住、齋藤、岡田、山下、高尾、小岸、島、堀、 中谷、石坂、中森、辻、倉井、島、小島、青木、井坂、 高村、飯田、谷中、大西、池田、藤牧、青木、原田、 田島、川上、高口、野口、鈴木、池田 （事務局）高齢者支援課 北川、野呂、山中 障がい福祉課 山中、平野 （その他）殿本、野川、小松、大西、奥田、柴田、大畑、村井
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	2 名
7. 担 当	松阪市健康福祉部高齢者支援課 北川、野呂 TEL 0598-53-4069 FAX 0598-26-4035 e-mail kourei.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

1. 松阪市の高齢者・障がい者虐待の状況について
2. 講演 「虐待防止法について」
3. その他

第 19 回松阪市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク連絡協議会代表者会議議事録
R7.11.11（火） 会議時間 1 時間 35 分

事務局

定刻となりましたので、ただいまより第 19 回 松阪市高齢者・障がい者 虐待防止ネットワーク連絡協議会 代表者会議を開催いたします。本日は大変お忙しい中、ご参加いただきましてありがとうございます。この連絡協議会の事務局は、高齢者支援課と障がい福祉課で担当しております。今年度は高齢者支援課が担当です。どうぞよろしくお願い致します。本日の会議は、会場にご参加いただきました皆様と WEB を利用してご参加いただいている方とのハイブリッド方式で行っております。なお、講演を行う都合上、席の配置を講演形式としておりますのでご了承ください。さて、本日初めての方もおみえになりますので、それぞれ委員の皆様のご紹介をさせていただくのが本意でございますが、時間の都合上、お手元にお配り致しました名簿により、委員の皆様のご紹介にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。本日の会議は、公開となっており、一般の方の傍聴も認めております。また録音や記録用の写真を撮影させていただきますので予めご了承ください。

この会議での議長は、松阪市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク連絡協議会 要綱第 5 条に基づき、健康福祉部保険健康担当理事が務めることとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

議長

改めまして、みなさまこんにちは。代表者会議の議長を務めさせていただきます。宜しく願いいたします。本日の代表者会議の開催にあたり、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、平素から松阪市の保険福祉行政に多大なご理解とご協力をいただき、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。本日は、集合型と WEB とのハイブリッド形式で開催しております。通信状況により画像や音声が乱れることもありますので、何卒ご了承ください、スムーズな進行にご協力をお願いいたします。

松阪市高齢者虐待防止ネットワーク連絡協議会は平成 19 年に設立され、平成 24 年度からは「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」にもとづき、障がい福祉も加わり、「高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク連絡協議会」として高齢者及び障がい者の虐待の早期発見と予防、支援及び対応について、ここにご参加の関係機関のみなさまと一緒に、虐待防止に向けた取り組み、支援等に努めているところでございます。また、これまで取り組んだ虐待のケースで、難解な案件が発生した場合には、このネットワークの委員でいらっしゃいます、三重弁護士会、三重県社会福祉士会、松阪警察署などの関係専門委員による検討会議を開催し、専門的な立場からアドバイスや助言をいただき、虐待対応に取り組んでまいりました。

さて、本日の議題について事項書のとおりすすめていただきます。まず松阪市の虐待件数状況等のご報告を行い、その後、三重県高齢者・障がい者虐待対応専門職チームから講師をお招きし、虐待防止法についてと題して専門的な知見からご講演をいただきます。講演終了後に質疑応答を行い、3時30分頃終了の予定となっております。それでは、事項書1の松阪市の虐待件数の状況について、ご報告いたします。事務局から報告をお願いします。

事務局

高齢者支援課

失礼いたします。まずは松阪市の虐待状況報告の前に、事業実績、事業計画の報告をさせていただきます。令和6年度の事業実績をご覧ください。(1)の代表者会議について、令和6年11月8日に高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク連絡協議会代表者会議を実施させていただきました。その中で、虐待の事例報告を行い、「通報を考える」と題してご講演をいただきました。(2)の高齢者虐待実務者会議について、奇数月の第3木曜日に年6回開催し各地域包括支援センターの担当者、各振興局の地域住民課の担当者と虐待のケース報告・対応などの情報共有を図り、高齢者虐待の早期発見・終結に向けて取り組みました。その他にも、「高齢者の権利を守るために」と題して出前講座を開催しました。

7年度の事業計画をご覧ください。本日開催しておりますこの代表者会議に加え、既に3回開催しましたが高齢者虐待実務者会議を年6回開催する予定です。その他にも、10月24日に「高齢者の権利を守るために」と題して出前講座を開催させていただきました。今後も開催のニーズがありましたら、引き続き出前講座を開催させていただきます。また、ケースによっては、高齢者支援課と障がい福祉課でタッグを組み、支援させていただいています。

続きまして、松阪市の高齢者の虐待件数状況について報告致します。

なお、松阪市の10月1日時点の人口は、154,802人でそのうち65歳以上の高齢者は48,497人となっており、高齢化率は31.3%となっております。

令和6年度の高齢者虐待の状況についてお伝えします。

1. 通報についてです。(1) 通報件数についてご説明いたします。養護者による虐待は昨年度同様に19件の通報があり、施設従事者等による虐待は昨年度より3件減少の6件の通報がありました。令和4年度から令和6年度の過去3年間の累計においては、養護者による虐待に関する通報が61件、施設従事者による虐待に関する通報が21件でした。

(2) 通報者の内訳に関してご説明いたします。養護者による虐待に関しては、令和4年度から令和6年度の過去3年間の累計61件中、ケアマネジャーからの通報が31件と最も多く、50%以上を占める結果となっております。第三者の立場で日ごろから被虐待者と関わりのあるため通報に至りやすいと推測されます。介護サービス利用などで、支援の目が届いている方では、比較的早い段階で、ケアマネジャー等から通報いただいている現状があります。続いて家族や親族、被虐待者本人、虐待者、警察署、民生委員・近隣住民、医療機関の順に

多くなっています。

施設従事者等による虐待に関しては、令和4年度から令和6年度の過去3年間の累計21件中、施設元職員による通報・相談が8件と最も多く約38%を占めています。続いて家族・親族からの通報が多くなっています。元職員からの通報に至る背景として、職場内の不満や、施設内での人間関係の悪化によるもの、看護師、介護士など多職種間の認識の違いなどが要因となっている事例がありました。

続いて2. 被虐待者の状況についてです。令和4年度から令和6年度の過去3年間の被虐待者の年代別状況としては、養護者による高齢者虐待においては、85歳～89歳が最も多く19件で約34%を占める結果となりました。施設従事者等による高齢者虐待では、80歳～84歳が最も多い結果となりました。

続いて3. 虐待調査結果についてです。(1)養護者による高齢者虐待の結果 についてご説明します。令和4年度から令和6年度の過去3年間で調査を行った61件のうち、55件を虐待、虐待を受けたと思われると判断し虐待認定しました。そのうち、施設入所等による分離・保護したのは21件、福祉サービス等の導入等により支援したのは24件でした。その他のケースでは見守り、関係職種との情報共有による経過観察を行いました。

令和6年度は、事実確認を行った19件のうち18件を虐待、虐待を受けたと思われると判断し虐待認定をしており、うち半数の9件で分離・保護の対応を取りました。

また、虐待の類型としては、暴力などの身体的虐待が最も多く34%、続いて暴言などの心理的虐待が33%、年金の搾取などの経済的虐待が23%、介護や世話の放棄・放任を指すネグレクトが10%という結果になりました。

今年度、虐待認定した事例の一例ですが、三世帯同居世帯のケースで、高齢者が転倒したことをきっかけに寝たきりの状態となり、本来であれば早急な病院受診が必要な状況であるにもかかわらず、同居の息子夫婦が受診を拒否し高齢者を放置した事例がありました。このケースでは、包括支援センターと連携を取り事実確認を行った結果、介護や世話の放棄・放任を指すネグレクトにあたる判断し、高齢者本人を救急搬送しその後施設入所させることで家族から分離する対応を取りました。

その他のケースでも各包括の職員との連携を行い、通報後の状況の事実確認、関係者からの聞き取りを行い、保護分離あるいは、虐待の原因が経済的なものであれば健康福祉総務課内の生活相談支援センター等と連携し生計の立て直しを支援しています。また、虐待の原因が介護疲れによるものであれば介護サービスの導入を提案していくなどして緊急性を考慮しながら、原因・課題を洗い出し、整理しつつ虐待状況の解消に向けて、虐待を受けている方のみならず、その養護者も含めての支援を視野に入れながら対応を行っています。

(2)施設従事者等による高齢者虐待の結果 についてご説明します。

通報のあった施設に対しては、高齢者虐待防止法に基づき、施設側の許可を得て任意による立入調査を行い、施設の管理者や、職種の異なる職員に実際に聞き取りを行うなどして、通報に対しての事実確認を行いました。

令和 4 年度から令和 6 年度の過去 3 年間で事実確認を行った 21 件のうち、2 件を虐待、虐待を受けたと思われると判断し虐待認定しました。該当施設等へは、改善計画の提出を求め、注意や指導を行っております。令和 6 年度は、事実確認を行った 6 件のうちの 1 件を虐待認定しました。また、虐待の類型としては、暴力や身体拘束などの身体的虐待が 1 件、わいせつな行為をすること又はさせることにあたる性的虐待が 1 件でした。令和 6 年度に虐待認定をした事例としては、施設職員の性的虐待に関する認識が甘く、利用者送迎時に冗談やスキンシップのつもりでとった行動が、事実確認の結果性的虐待と認定されております。今後も通報があれば高齢者虐待防止法に基づき、まずは事実確認を行うための実地調査を行い、施設に対して改善と指導を求めています。

資料の説明は以上になります。

今後も様々な機関と連携し虐待の早期発見に協力をいただき、また市としても高齢者虐待防止対応マニュアルを活用し、高齢者虐待への早期発見、深刻化の防止により一層努めています。以上で高齢者の虐待状況報告を終わります。

事務局

障がい福祉課

障がい福祉課です。よろしくお願いいたします。障がい者虐待につきましては、障害者虐待防止法に基づき、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者は速やかな通報が義務付けられています。障がい者虐待は、養護者による障がい者虐待と、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待、使用者による障がい者虐待の 3 つの分類があり、このうち養護者によるものは市町村が立入調査等による事実確認と一時保護等の措置を講じ、施設従事者等によるものは市町村が事実確認し、虐待認定したものは都道府県へ報告しております。ちなみに使用者による障がい者虐待については、労働局が適切な行使をすることになっております。障がい福祉課において、障害者虐待が疑われる相談や通報を受け付けたときは、厚生労働省の手引きに基づき、事実確認のための訪問調査や安否確認、生命や身体の危険等の緊急性の判断を協議し、障がい者の保護などの措置を講じております。緊急性がないと判断した場合も立入調査や面談等による事実確認をし、協議にて虐待認定の判断をしております。それでは、「令和 7 年度松阪市における障がい者虐待の状況」についてご報告いたします。なお資料は令和 7 年 10 月 31 日現在のもので、累計値は令和 2 年度から令和 6 年度の 5 か年を集計したものです。

1. 虐待通報・相談について（1）通報・相談件数についてご説明いたします。令和 6 年度において養護者による障がい者虐待は 7 件、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待は 22 件でした。また、令和 2 年度から令和 6 年度累計においては、養護者によるものが 32 件、施設従事者等によるものが 48 件でした。施設従事者等による障がい者虐待の通報・相談件数が増加傾向となっています。

（2）通報・相談者についてご説明いたします。養護者による障がい者虐待では、被虐待者

からみてより身近な相談支援専門員や通所先の施設従事者等が多く、警察や行政、医療機関など幅広い関係者、また被虐待者本人からの通報・相談など多岐にわたっています。施設従事者等による障がい者虐待では、施設やグループホームの内部の従事者等による通報・相談が多くなっています。

2、被虐待者の状況についてご説明いたします。被虐待者の障がいは、養護者による障がい者虐待、施設従事者等による障がい者虐待ともに知的障がいが多かったです。また、被虐待者の年代別では、養護者による障がい者虐待は20代、50代が多く、施設従事者等による障がい者虐待は20～30代と50代が多くなっています。

3、虐待の類型についてご説明いたします。養護者による障がい者虐待は、多い順に暴力などの身体的虐待37%、障害年金や工賃の搾取などの経済的虐待26%、暴言などの心理的虐待24%で約9割を占めています。以下、食事等の身の回りの世話をしない、受診させないなどのネグレクト10%、性的虐待が3%でした。

また、施設従事者等による障がい者虐待は、多い順に暴行や乱暴に押さえるなどの身体的虐待45%、暴言などの心理的虐待39%で約8割を占め、以下、夜間放置や不適切な支援などのネグレクト9%、性的虐待5%、経済的虐待2%でした。傾向としましては、養護者によるものは、身体的虐待と心理的虐待に加え経済的虐待が多いのと、施設従事者等によるものは、身体的虐待と心理的虐待が多くなっていました。なお、施設従事者等によるもので、入所施設やグループホームの利用者が他県・他市にわたる場合は、三重県や他県市町村と合同での立入調査や、児童虐待の場合は子ども家庭センター、使用者による障がい者虐待は労働基準局など担当窓口を案内しました。さらに、養護者による性的虐待や施設職員による金銭の横領といった件については、警察と連携をしました。

4、虐待調査結果（1）養護者による障がい者虐待の結果についてご説明いたします。虐待認定となったのは、令和3年度2件、4年度5件、6年度2件でした。そのうち、短期入所への一時避難など分離・保護したのは5件、高齢者支援課との連携や養護者の措置入院、成年後見制度の申立などで、支援・連携したのは4件でした。虐待認定に至らなかった場合においても、個別に相談に応じ、サービスの利用者は相談支援専門員や医療機関と連携するなどで対応しました。

（2）施設従事者等による障がい者虐待の結果についてご説明いたします。虐待認定は、令和5年度2件、6年度2件でした。当該施設等へは文書指導をし、三重県や管轄する県へ報告しました。また、事後については、三重県によるモニタリング会議へ出席し、施設等からその後の改善点などを確認しました。虐待に至らなかったものは、累計で44件でした。その理由としては、客観的な証拠の不足、被害者・加害者の証言が曖昧、時間経過の超過（例えば通報より数か月から半年以上前の事案）にて事実確認の困難、虐待とまではいえない不適切な支援などでした。

当該施設等へ調査を実施した際には、虐待防止について資料で説明するなど注意喚起をしました。報告は以上です。

議長

それぞれの事務局から報告させていただきました。ご質問やご意見がございましたら、講演後の質疑応答にてお願い致します。続きまして事項書2の講演、「虐待防止法について」と題してご講演をいただきます。なお、本日の講演資料ですが、お手元には配布しておりません。代表者会議終了後、希望者には受付にて配布いたしますので、ご希望の方はお申し付けください。それではよろしくお願いいたします。

講演「虐待防止法について」（講演時間 53 分）

質疑応答

議長

それではご質問のある方は挙手をお願いいたします。

委員

最初の市の報告資料の見方がよく分からない、虐待が多いのか少ないのか分からないので質問させていただきたいです。通報件数は市に通報があった件数との認識でよろしいでしょうか。

事務局

市への通報件数です。

委員

同じ方から何度も通報があった場合は延べ件数として含まれているのですか。

事務局

通報は同じ方からの通報もカウントしています。ただしそのようなケースはほとんどない状況です。

委員

虐待の認定について。件数が極めて少ない数字なっていますが、認定されていないものも集計に入っているのか。同じ方からの通報をカウントしているのであれば人数は通報件数と異なるし、調査の結果認定できなかったケースでは、通報があったが虐待は松阪市では起こっていなかったということになると思うが、どのように資料を見ればよいのか考えながら聞いていた。疑いでもあっても通報すべきとの内容が講演の中にもあったが、由々しき事態として捉えるべきなのか、疑いがあるということを認識したらよいのか教えてください。

事務局

通報があったものに関して市ではカウントしているので、通報件数と対象者の数は必ずしも一致しません。同じ対象者について、通報者が複数名いれば通報としては複数件でカウントし、対象者は1件としてカウントをとっております。

講師

補足説明をさせていただきます。虐待防止チームとして虐待発生現場に第三者委員として

介入し、改善計画提出のお手伝いをすることがある。施設が改善傾向に向かうと一時的に通報件数が伸びる傾向にあります。今までも疑っていなかったことに対しても、虐待ではないかと疑いの目で見えるようになり、とりあえず通報しようという感覚になることが理由です。そのようなケースにおいて通報があっても虐待認定されないこともあります。虐待認定率が高くないことに関しては、一般的には悪いことではないと思います。松阪市のケースでなぜ虐待認定に至らなかったのかという分析をしていただき、報告してもらったほうが良いと思います。単に証拠がなくて認定に至らなかったとしたら、調査のアプローチ仕方がどうなのかを検討しないといけないし、次のネットワーク会議では虐待認定に至らなかった要因を分析してもらったら良いと感じました。

委員

雰囲気は理解したので、数字をみて件数が多いと思う必要がないことも分かったが、集計の条件などが記載していただき分かるようにしてくれると件数に驚かなくても良いように感じました。

議長

その他ご質問のある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは事項書3のその他に関して委員の皆様から何かございますか。よろしいでしょうか。以上ですべての議題が終了いたしました。これからも高齢者や障がい者の尊厳や安全、安心を守るために虐待防止、早期発見、再発防止に取り組んでまいりますので、今後とも委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から、なお一層のご助言・ご協力をいただきますようお願い申し上げ、本日の会議は終了とさせていただきます。

お帰りの際は、お車等の運転には十分ご注意くださいようよろしくお願いいたします。本日は、長時間にわたり、誠にありがとうございました。